

残薬回収月間実施要項

1. 趣旨・目的

お薬の飲み残しによって医療費増大の現状が問題視されている昨今、自宅に余っている本人または家族のお薬等を回収し、適切な指導・対応を行い、地域住民の健康増進及び医療費の抑制に貢献することを目的とする。

2. 実施期間（周知期間含む）※いずれかの期間で実施し、報告書を提出してください。

第1クール

実施期間：令和4年4月1日～令和4年5月31日まで

報告期間：令和4年6月1日～30日まで

第2クール（今回）

実施期間：令和4年8月1日～令和4年9月30日まで

報告期間：令和4年10月1日～31日まで

第3クール

実施期間：令和4年12月1日～令和5年1月31日まで

報告期間：令和5年2月1日～28日まで

※例えば、第2クールで実施した際には、8・9月分の実績として（報告様式1）残薬回収月間報告について、（報告様式2）記録・対応票、（報告様式3）患者の服薬状況等に係る情報提供書（※提出可能な薬局のみ）を10月31日までに県薬へFAX（098-963-8932）にて報告。

3. 実施方法

（1）薬局内で来局者へ同月間の声掛けを行い、この残薬等がいつ処方されたものなのか？どのように処分するのか？どんな効果があるのか？誰に処方されたものなのか？などの疑問を抱えている残薬を持参した方のお薬を回収し、薬局で処分または指導等を実施する。

（2）対応後は「記録・対応票」に記入してください。

※本会ホームページに様式を掲載しておりますのでご利用ください。

（3）実施期間前月の処方箋受付回数から、開局日1日あたりの平均受付回数を算出する。実施期間中は週1回、平均受付回数の1%以上に相当する患者や来局者が持参した残薬の調整及び処分等を実施し、記録・対応票に記録する。これを実施期間中に行う。

但し、1日あたりの受付回数が100未満の場合は、週1回の対応で可とする。また、1%以上の数字で端数が出る場合は、切り捨てとする。

例：1日あたりの処方箋受付回数が130回の場合は、1.3人になるため8月1日～8月31日間で5名が持参されたお薬を処分及び指導を実施し、実施した内容をFAXにて報告。

4. 報告方法について

県薬ホームページトップの下部にある「残薬回収月間」から、所定の様式をダウンロードし、報告月末日までにメールまたはFAXにて提出してください（記録票の原本は各薬局にて保管）。

また、啓発や周知を行ったにもかかわらず、対応人数が目標に達していない場合は、その数を報告し、該当患者・来局者が居なかった場合は、声掛けを行った人数を報告してください。声掛け人数にて評価いたします。

※記録票の保管期間は、薬歴と同様に3年とする。

報告様式

- ・（報告様式 1）残薬回収月間報告について ※必須
- ・（報告様式 2）記録・対応票 ※必須
- ・（報告様式 3）患者の服薬状況等に係る情報提供書 ※提出可能な薬局のみ

5. 修了証の発行について

報告内容を精査後、早々に発送いたします。

6. その他

麻薬・覚せい剤・向精神薬や、注射針・インスリンの廃棄依頼があった際には、各薬局にて適切に処分・記録を保存してください。

【実施のポイント】

- ・自薬局において、患者や来局者に残薬回収月間の啓発・周知を行い、薬局の全ての従事者の協力のもと実施する。
- ・「かかりつけ薬剤師・薬局」の意義と共に処方箋を受け付けなくても「薬のことや健康に関することなどは、薬局・薬剤師にご相談ください」ということを伝えることに重点を置く。
- ・一言でも良いので薬剤師からの声掛けを行う。